

故意死球に対する公認野球規則の規定の変容

大峰 光博

The transformation in the provisions of official baseball rules for
intentional hits by a pitch

Mitsuharu OMINE

名桜大学

環太平洋地域文化研究 No. 2 抜刷

2021年 3 月

故意死球に対する公認野球規則の規定の変容

大峰 光博*

The transformation in the provisions of official baseball rules for intentional hits by a pitch

Mitsuharu OMINE*

I. 緒言

2018（平成30）年8月に行われた大リーグの試合において、エンゼルスの大谷選手は、アストロズの投手から8回に故意の死球を受けた（朝日新聞，2018a）。アストロズの主力打者であるアルトゥーベ選手への7回の死球に対する報復死球であった。大谷選手が死球を受けた後、球審は両チームのベンチへ警告試合を宣告したが、9回にエンゼルスの投手が死球を与え、退場となった。9月のヤンキース対レイズ戦においても、故意死球が試みられた（朝日新聞，2018b）。ヤンキースのサバシア投手が5回に死球を与え、6回にはレイズの投手がヤンキースのロメイン捕手の頭部付近に投げ、両チームに警告が出された。その直後、サバシア投手は先頭打者に故意死球を行い、退場となった。この試合でのサバシア投手の行為を考慮して、ヤンキースはサバシア投手に50万ドルのボーナスを支給した。サバシア投手はレギュラーシーズンで155投球回数に達すれば、出来高が支払われる契約であったが、レギュラーシーズン最終登板であったレイズ戦で報復死球を行って退場したことから、2イニング足りずにシーズンを終了していた。ヤンキースは、サバシア投手の報復死球はチームのための行動だったとし、ボーナスを支給した。

日本のプロ野球の試合においても存在し、元巨人監督の長嶋氏は1994（平成6）年5月に行われたヤクルト戦において、死球を与えたヤクルトのピッチャーに対して、報復死球を命じたことを示唆した（朝日新聞，1994）。2007（平成19）年に4月に行われたヤクルト対横浜戦においては、11点のリードをした横浜が盗塁を行ったことに対して、ヤクルトが報復死球を実行した（朝日新聞，2007）。2019（令和元）年8月に行われた西武対オリッ

クス戦では、西武の森投手とオリックスの福田投手の死球が故意性や悪質性があると判断され、退場処分を課された（産経新聞，2019）。

さらに故意死球は、メジャーリーグや日本のプロ野球だけでなく、高校野球においても試みられることがある。1990（平成2）年に開催された第72全国高等学校野球選手権大会で、準優勝した沖縄水産高等学校の投手であった神谷氏は、故意死球を行った経験を持っている（松永，2016，p.272）。普天間高等学校との練習試合において、野次の酷い選手に対して、シュートを投げて手首を骨折させた。

故意死球は後述するように野球規則において禁止されているが、プレイヤー、コーチ、ファンなどによって暗黙裡に是認された暴力の事例とも指摘される（Dixon，2010，p.1）。故意死球に関する研究は、スポーツ哲学の領域において論じられてきた。故意死球の是非や故意死球を生み出す構造的な問題について論じられてきた（Dixon，2010；McAleer，2009；大峰ほか，2013a，2013b；Weimer，2012）。しかしながら、ルール作成者達が故意死球に対して、いかに対処してきたかという点には焦点が当てられず、この点について明らかにされるべきであろう。なぜなら、ルール作成者達による故意死球に対するこれまでの対策を明らかにすることは、今後も野球の試合で生じると想定される故意死球の是非を問う上で、新たな視座を提供しうると考えられるためである。

本研究では、野球の試合のルールを定めた公認野球規則を分析の対象とする。1956（昭和31）年に日本で初めて作成された公認野球規則から現行の公認野球規則までの故意死球を規定する条項の内容を分析の対象とする。公認野球規則は1956（昭和31）年に作成されてから現行の規制に至るまで一貫して、米国における野球規則

* 名桜大学人間健康学部 〒905-8585 沖縄県名護市為又1220-1 Faculty of Human Health Sciences, Meio University, 1220-1 Biimata, Nago, Okinawa 905-8585 Japan

を基に作成されてきた。一方で、「日本のものらしい規則をつくり上げるよう努力」（セントラルリーグほか編，1956，p.1）されてきた一面もある。1963（昭和38）年に発行された公認野球規則の「はしがき」では、次のように記述されている。

野球は米国のものだが、だからといってルールなどをそのままのみにするのもあまり芸がなさすぎる。日本の野球の実情に即したルールというのもの、あまり本すじから大きくはずれたりしなければ、多少はあってもいいだろう。ことしの規則書には、そんなような点があちこちにみられるはずである（セントラルリーグほか編，1963，ページ記載なし）

以上の点から、日本における公認野球規則を対象とすることは意義があろう^{注1)}。故意死球の是非を論じる上での新たな視座を獲得するために、本研究では、公認野球規則における故意死球の規定の変容を明らかにすることを目的とする。

II. 分析枠組みの設定

公認野球規則における故意死球の規定の変容を分析する枠組みとして、大峰ほか（2012）で示された視点を参考とする。大峰らは、バスケットボールの「ファウル・ゲーム」^{注2)}におけるスポーツ哲学領域での是非論争の論点を検証するために、「バスケットボール競技規則」において「ファウル・ゲーム」がどのように規定されてきたのかを明らかにした。「ファウル・ゲーム」の是非論争においては、「意図的ファウルに対する罰則の役割」と「意図的ファウルに対するプレイヤーの合意形成」が論点となっていた^{注3)}。「意図的ファウルに対する罰則の役割」とは、「ファウル・ゲーム」という意図的にファウルを行う行為に対する罰則が、禁止された行為に対する制裁としての役割であるのか、もしくは、選択への代償であるのかという点であった（大峰ほか，2012，p.17）。また、「意図的ファウルに対するプレイヤーの合意形成」とは、意図的にファウルを行う行為に対して、プレイヤーの合意形成があるか否かという点であった（大峰ほか，2012，p.18）。大峰らは、これらの論点を「バスケットボール競技規則」の「ファウル・ゲーム」を規定する条項の変容から検証した。

故意死球は「ファウル・ゲーム」と同様に、試合における意図的なルール違反である。一方で、上述のようにプレイヤー、コーチ、ファンなどによって暗黙裡に是認される側面もあり、「ファウル・ゲーム」と同様に一定の肯定論が存在する。本研究は故意死球の是非を論じる上での歴史的視座を得ることを目的としているため、

「ファウル・ゲーム」の是非論争の論点を競技規則の変遷から論じた大峰らの方法を参考とすることは意義があると考えられる。

本研究では、「故意死球に対する罰則の役割」と「故意死球に対するプレイヤーの合意形成」に着目し、公認野球規則における故意死球の規定の変容を分析する。

III. 故意死球を規定する条項の内容の変遷

1. 1956年から1961年に発行された公認野球規則

1956（昭和31）年に発行された公認野球規則においては、投手の禁止行為について規定する8.02条項で故意死球が次のように記述されている。

打者の頭を狙って投球すること。このような違反行為が起きたときには、審判員は自己の見解でタイムを宣告し、投手と守備側チーム監督に、再びかかる投球が行われたら、投手を直ちに退場させる旨を警告し、しかもなお、かかる投球を繰返えしたときは、審判員は、次のペナルティを課する（セントラルリーグほか編，1956，p.172）

ペナルティとして「投手は試合および球場構内から退場させられ、連盟会長はその判断に基いて、制裁金および出場停止を課する」（セントラルリーグほか編，1956，p.172）と示されている。また、次のように記述されている。

打者の頭をめがけて投球することは、非スポーツマン的であり、非常に危険でもある。この行為はあらゆる人によって非難されるべきものであり、現に非難されている。審判員は躊躇なく、本規則を厳格に適用すべきである（セントラルリーグほか編，1956，p.172）

打者の頭を狙って投球することが非スポーツマン的であり、非常に危険であると述べられているが、頭以外を狙う行為に対しては記述が存在しない。つまり、打者の頭以外であれば打者を狙って投球しても、投手は警告や退場をうけず、また、連盟会長から制裁金や出場停止のペナルティも課されない。これらの内容については、1961（昭和36）年に発行された公認野球規則まで変わらない。

また警告の対象は、投手と守備側チームの監督であり、ペナルティの対象は投手のみであった。

2. 1962年から1978年に発行された公認野球規則

1962（昭和37）年に発行された公認野球規則から打者

の頭以外の箇所であっても、狙って投球をした場合には、投手と守備側チーム監督は警告を受けることになった（セントラルリーグほか編，1962，p.169）。投手の禁止行為について規定する8.02条項では、次のように記述された。

「打者をねらって投球すること」。このような反則行為が起きたときには、審判員は自己の見解で投手と守備側チーム監督に、再びこのような投球が行われたら、投手を直ちに退場させる旨を警告し、しかもなお、このような投球を繰り返したときには、審判員はその投手を試合から除く（セントラルリーグほか編，1962，p.169）

これらの内容については、1978（昭和53）年に発行された公認野球規則まで変わらない。

一方で、これまでの公認野球規則で示されてきた連盟会長ではなく、リーグ会長という呼称が用いられ「リーグ会長は自己の判断に基づいて、このような投手に制裁金および出場停止の制裁を課する」（セントラルリーグほか編，1962，p.170）と示された。

警告の対象はこれまでの公認野球規則と同様に投手と守備側チームの監督であり、ペナルティの対象は投手のみであった。

3. 1979年から1988年に発行された公認野球規則

1979（昭和54）年に発行された公認野球規則では、投手の禁止行為について規定する8.02条項では、次のように記述された。

打者をねらって投球すること。このような反則行為が起きたと審判員が判断したときには、審判員は投手と守備側チーム監督に、再びこのような投球が行なわれたら、投手はただちに退場させる旨を警告する。これと同時に、攻撃側チームの監督にも、その監督のチームの投手がこのような投球を行なったら、その投手をただちに試合から除くと警告する。以後、審判員は、いずれのチームの投手であろうとも、このような投球を行なったら、ただちに、その投手を試合から除く。審判員は、反則行為が起きそうな状況であると判断したときには、一方のチームまたは両チームに、試合開始に先立って、あるいは試合が開始された後でもこのような反則行為が行われないうちに、正式な警告を与える（セントラルリーグほか編，1979，p.153）

投手と守備側チームの監督に加えて、攻撃側チームの監督も警告の対象となった。また、新たに「リーグ会長は、9.05に規定された権限によって、制裁を加えること

ができる」（セントラルリーグほか編，1979，p.153）という内容も追加された。9.05の規定では「審判員の報告の義務」について示され、次のように記述されている。

リーグ会長は、審判員から、監督、コーチ、トレーナー、プレイヤーを退場させた旨の報告を受けたならば、ただちに自己の判断で適当と思われる制裁を課し、その旨を当事者ならびにその所属クラブの代表者に通告しなければならない。制裁金を課せられた当事者が、通告後5日以内に、リーグ事務局長にその総額を支払わなかった場合には、支払いが完了するまで、試合に出場することもベンチにすわることも禁止される（セントラルリーグほか編，1979，p.168）

1978（昭和53）年に発行された公認野球規則と同様に、故意死球をくり返し行ったと審判員から判断された投手は、試合から退場させられるだけでなく、リーグ会長から制裁を課せられることが示された。

4. 1989年から現行までに発行された公認野球規則

1989（平成元）年に発行された公認野球規則では、投手の禁止行為について規定する8.02条項では、次のように記述された。

打者を狙って投球すること。このような反則行為が起きたと審判員が判断したときには、審判員は次のうちの何れかを選ぶことができる。(1) その投手またはその投手とそのチームの監督とを試合から除く。(2) その投手と両チームの監督に、再びこのような投球が行われたら、その投手（またはその投手の後に出場した投手）と監督を退場させる旨の警告を発する。審判員は、反則行為が起きそうな状況であると判断したときには、試合開始前、あるいは試合中を問わず、いつでも両チームに警告を発することができる（セントラルリーグほか編，1989，pp.157-158）

これまでの野球規則においては、投手が打者を狙って投球を行ったと審判員から判断された場合には、投手のみ退場の可能性があり、監督は警告を受けるのみであった。しかしながら、1989（平成元）年の公認野球規則から、監督も審判員から退場させられる対象となった。

IV. 故意死球に対する厳罰化とプレイヤーの曖昧な合意

故意死球に対する公認野球規則の規定の変容につい

表1 故意死球に対する公認野球規則の規定の変容

	頭以外への故意死球に対するペナルティと警告	故意死球に対する警告の対象者	故意死球に対するペナルティの対象者
1956～1961年の野球規則	なし	投手、守備側チームの監督	投手
1962～1978年の野球規則	あり	投手、守備側チームの監督	投手
1979～1988年の野球規則	あり	投手、守備側・攻撃側チームの監督	投手
1989～現行の野球規則	あり	投手、守備側・攻撃側チームの監督	投手と監督

て、表1に示した。

公認野球規則では一貫して、頭をねらって投球をすることは禁じられてきた。しかしながら、頭以外の箇所は故意に死球を行っても、ペナルティと警告の対象にならない時期が存在した。1962（昭和37）年に発行された公認野球規則から、頭のみならず、打者を狙うことが禁止された。

また、公認野球規則では一貫して、投手が打者を狙うという意図性はペナルティの対象となっていた。投手が意図的に打者を狙ったかは、審判員の判断による（全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会編, 2017, p.130）。野球以外の競技においては、反則行為に対する意図性がペナルティの対象とならないこともある。例えば、上述した大峰らの研究では、バスケットボールにおける競技規則において、プレイヤーによるファウルへの意図性が問われず、プレイヤーの動作のみだけでペナルティが課せられていた時期が存在した点が示唆されている（大峰ほか, 2012）。

1979（昭和54）年の公認野球規則から攻撃側チームの監督も警告の対象となったのは、守備側チームによる故意死球に対する攻撃側チームの報復死球を想定した内容であると言える。現実に報復死球と疑われる行為があり、野球規則において報復死球を抑止するよう試みられたと解釈出来る。

1989（平成元）年の公認野球規則から監督も退場の対象となったのは、打者を狙って投球することが投手のみの判断ではなく、監督の指示のもとになされる点が想定されたと言える。もしくは、監督による指示がなくとも、投手に打者を狙って投球させない責任が監督にあると示されたとも解釈出来る。いずれにしろ、故意死球を抑止することに対する監督の責任が増したと言える。以上の諸点から公認野球規則においては、故意死球に対する罰則は、禁止された行為に対する制裁としての役割があり、また、故意死球に対する厳罰化がすすんだと結論づけられる。

故意死球に対する厳罰化がすすんだという観点からは、プレイヤーは故意死球を許容されない行為としてとらえていると推察出来る。一方で、上述のように、大リーグでは依然として、故意死球に対する一定の理解がある。プロ野球から大リーグへ、また、大リーグからプロ野球へプレイヤーが移籍し、日本において大リーグの試合が開催されるほどプロ野球と大リーグの交流がある中、故意死球に対する一定の理解がある大リーグの影響をプロ野球のプレイヤーは受ける側面もある。

野球の試合では、コントロールが良いピッチャーであっても、故意ではなく死球を与えてしまうケースが存在する。また、打者にとって厳しいコースを狙うことによって、死球を与えてしまうケースも存在する。無意図的に死球を与える構造が、野球の試合には存在する。また、無意図的に与えた死球が、勝敗に大きく影響することもある。例えば、主力選手が死球を受けたことによって怪我をし、退場を余儀なくされるケースや、死球を受けたことによる恐怖心から打撃フォームを崩してしまうケースもある。このような影響が野球においては存在する中、死球を行う意図はなくとも、死球を与えることも止む無しとし、投球を行う場合もある。つまり、野球の試合において打者は、死球を受ける可能性があるという前提において、プレイしなければならない。

また、故意死球に対する厳罰化がすすみ、現在も罰則が軽減されていないという事実は、現実に故意死球が行われ続けてきたと解釈出来る。打者が死球を与えられる危険性を野球の試合から排除することは困難であり、野球の試合に参加する必要条件として、死球を与えられる危険性を受け入れることが求められる。

以上のような死球における構造的な問題を鑑みれば、公認野球規則においてルール作成者達が故意死球に対して厳罰化を行い、制裁としての役割を課したとしても、故意死球や報復死球に対するプレイヤーの合意をないままで断定することは困難であると結論づけられる。

V. まとめと今後の課題

本研究は、故意死球の是非を論じる上での新たな視座を獲得するために、公認野球規則における故意死球の規定の変容を明らかにすることを目的とした。分析の枠組みとして、大峰ほか（2012）で示された視点を参考とし、「故意死球に対する罰則の役割」と「故意死球に対するプレイヤーの合意形成」に着目した。結果として、以下の点が明らかになった。

- ・ 公認野球規則では一貫して、頭をねらって投球をすることは禁じられてきた。しかしながら、頭以外の箇所は故意に死球を行っても、ペナルティと警告の対象にならない時期が存在した。
- ・ 公認野球規則では一貫して、投手が打者を狙うという意図性はペナルティの対象となっていた。
- ・ 1979（昭和54）年の公認野球規則から攻撃側チームの監督も警告の対象となった。
- ・ 1989（平成元）年の公認野球規則から監督も退場の対象となり、故意死球を抑止することに対する監督の責任が増した。

以上の諸点から公認野球規則においては、故意死球に対する罰則は、禁止された行為に対する制裁としての役割があり、また、故意死球に対する厳罰化がすすんだと結論づけられた。故意死球に対する厳罰化がすすんだという観点からは、プレイヤーは故意死球を許容されない行為としてとらえていると推察された。一方で、故意死球に対する一定の理解がある大リーグの影響をプロ野球のプレイヤーは受ける側面もあり、また、野球の試合に参加する必要条件として、死球を与えられる危険性を受け入れることが求められることから、厳罰化によって故意死球に対するプレイヤーの合意をないとも断定することは困難であると結論づけられた。

注

- 1) 米国における野球規則を分析の対象とすることは、今後の課題としたい。
- 2) 「ファウル・ゲーム」とは、防御側プレイヤーがボールを持っているプレイヤーやボールを受け取ろうとしているプレイヤーに対して、ファウルを意図的に行うことによってゲームクロックを止めようとする行為である（日本バスケットボール協会審判・規則部編，2011，p.179）。「ファウル・ゲーム」は審判員にファウルを隠蔽する意図はなく、ファウルに対する罰則を甘受する行為である。審判員を欺いて罰則を回避しようとする意図的なルール違反とは異なる。
- 3) もう1つの論点として、「修復的スキル（restorative

skill）の重要性」が存在した。修復的スキルとは、試合が中断した際に、試合を再び軌道に戻す統制的局面（regulative phase of a game）において求められる付加的なスキル（additional skill）である（Torres, 2000, p.85）。バスケットボールでは、フリースローやコート外からのスロー・インが修復的スキルにあたる。本研究の対象である野球の故意死球に関わるピッチングは、付加的なスキルではないため、分析視点からは除外した。

文献

- 朝日新聞(1994)頭に死球,即退場が妥当 プロ野球(チェンジ). 5月13日朝刊p.27.
- 朝日新聞(2007)(スタジアム)ケンカも売ります,横浜・大矢流 プロ野球/神奈川県. 5月2日朝刊p.26.
- 朝日新聞(2018a)大谷,報復死球の洗礼 苦手バーランダーを攻略,14号 野球・大リーグ 25日. 8月27日朝刊p.13.
- 朝日新聞(2018b)ヤ軍,サバシアにボーナス 約束の155投球回に2回足りないけど 大リーグ. 12月19日夕刊p.9.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本社会人野球協会・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・全国高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編(1956)公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本社会人野球協会・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・全国高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編(1957)公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本社会人野球協会・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・全国高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編(1958)公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本社会人野球協会・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・全国高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編(1959)公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本社会人野球協会・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・全国高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編(1960)公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本社会人野球協会・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・全国高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編(1961)公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本社会人野球協会・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・全

- 校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1986）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1987）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1988）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1989）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1990）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1991）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1992）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1993）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1994）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1995）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1996）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1997）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1998）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- セントラルリーグ・パシフィックリーグ・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（1999）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- Dixon, N. (2010) A critique of violent retaliation in sport. *Journal of the philosophy of sport*, 37 : 1-10.
- 松永多佳倫 (2016) 沖縄を変えた男 裁弘義：高校野球に捧げた生涯. 集英社.
- McAler, S. (2009) The ethics of pitcher retaliation in baseball. *Journal of the philosophy of sport*, 36 : 50-65.
- 日本バスケットボール協会審判・規則部編 (2011) 2011～バスケットボール競技規則第2版. 日本バスケットボール協会.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（2000）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（2001）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（2002）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（2003）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（2004）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（2005）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（2006）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編（2007）公認野球規則. ベースボール・マガジン社.

- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編 (2008) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編 (2009) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編 (2010) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編 (2011) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編 (2012) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編 (2013) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・日本野球連盟・日本学生野球協会・全日本大学野球連盟・日本高等学校野球連盟・全日本軟式野球連盟編 (2014) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・全日本野球協会編 (2015) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・全日本野球協会編 (2016) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・全日本野球協会編 (2017) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・全日本野球協会編 (2018) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 日本プロフェッショナル野球組織・全日本野球協会編 (2019) 公認野球規則. ベースボール・マガジン社.
- 大峰光博・友添秀則・長島和幸 (2013a) 野球における報復死球の是非について. 体育・スポーツ哲学研究,35 (1) : 7-19.
- 大峰光博・友添秀則・長島和幸 (2013b) 野球における報復死球の是非について: 責任概念からの検討をとおして. 体育学研究,58 (2), 473-482.
- 大峰光博・友添秀則・岡部祐介 (2012) バスケットボールの「ファウル・ゲーム」の是非論に関する研究. スポーツ教育学研究,31 (2), 13-25.
- 産経新聞 (2019) 死球めぐり3人が退場 西武VSオリ. 8月14日朝刊p.12.
- Torres, C. R. (2000) What counts as part of a game?: A look at skills. *Journal of the Philosophy of Sport*, 27 : 81-92.
- Weimer, S. (2012) Consent and right action in sport. *Journal of the philosophy of sport*, 39 : 11-31.